

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 入札説明書に関する第3回質問に対する回答

番号	頁	記号1	記号2	記号3	質問等	回答
1	1	1	1	4	「入札説明書に関する第2回質問に対する回答」1番にて、予定価格の変更予定はないとの回答を頂いておりますが、再度質問させていただきます。昨年来、鋼材をはじめとする建設物価が大きく上昇しており、予定価格設定時とは建設コストの状況が大きく異なっています。予定価格のうち建設工事費相当分を、現在の建設コスト水準に合致するよう見直していただけないでしょうか？	現時点で変更予定はありません。
2	1	1	1	4	昨年末から鋼材をはじめとする建設物価が大きく上昇し、さらに、消費者物価も上昇しており、予定価格を設定された時点とは状況が大きく異なっております。また、この状況は今後も継続すると思われまます。このような状況を踏まえ予定価格の見直しをご検討しては頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
3	21	5	5	2	契約金額の基準金利設定日は仮契約の締結5日前となりますと、事業者にとって金融機関からプロジェクトファイナンスを調達するのが、大変困難となりますので、先行事例のように、施設の引渡し時点に再考願えないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書に関する第3回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	11	2	3	1	ア			「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版の「公共建築工事標準仕様書」（中略）等に準拠する」とあり、いわゆる国交省仕様とすることになっていますが、民間の仕様に準拠した形で設備ダクト、配管等の保温材の密度および仕上げ仕様を設定してもよろしいでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
2	13	2	3	2				大ホール舞台の面積は、本件の運営リスクが事業者にあることより事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
3	14	2	3	4	ア	ア		「切り穴程度の活用を想定している」との記載がありますが、切り穴の有無は事業者の提案でよろしいでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
4	15	2	3	4	ア	エ	j	大ホールの個室楽屋（6室程度）、中楽屋（4室程度）、大楽屋（2室程度）とありますが、室数は運営などを勘案した事業者の提案でよろしいでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
5	18	2	3	4	イ	ウ		小ホール舞台裏廻り諸室は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。（例：一部楽屋を大ホール楽屋と兼用など）	現時点で変更予定はありません。
6	18	2	3	4	イ	ウ	h	小ホール楽屋を1室10人程度、2室以上との記載がありますが、室数は運営などを勘案した事業者側の提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
7	21	2	3	5	ア	ア		「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版の「公共建築工事標準仕様書」（中略）等に準拠する」とあり、いわゆる国交省仕様とすることになっていますが、民間の仕様に準拠した形で設備ダクト、配管等の保温材の密度および仕上げ仕様を設定してもよろしいでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
8	21	2	3	4	ケ			本件土地内に設置する駐車場に関して、観客以外の施設利用者に最低限必要な台数として40台程度と考えておりますが、駐車台数を限定で40台程度とすることは、可能でしょうか。	変更予定はありません。
9	21	2	3	4	コ			駐輪場も附置義務を考えますと約270台程度になりますが、観客以外の施設利用者に最低限必要な台数として100台程度と考えておりますが、駐輪台数を限定で100台程度とすることは、可能でしょうか。	変更予定はありません。
10	23	2	3	5	イ	ウ	d	電波障害調査およびその対策工事は、施工完了後にその状況が確定されるため、別途協議事項とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
11	24	2	3	5	ウ	ア	b	「反射板の有無等の異なった空間条件において、観客や出演者への望ましい空調環境が得られる計画とする。」との記載がありますが、記載を削除して頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
12	26	2	3	6	ア	ア		本件の運営リスクは事業者にあることによりバトン数は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
13	26	2	3	6	ア	イ		本件の運営リスクは事業者にあることにより回路数、電源容量は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
14	26	2	3	6	ア	ウ		難聴者方式として、磁気ループ、赤外線方式に対して、より自由度の高いFM方式も検討、提案に加えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、提案に当たっては利用者の利便性に最大限配慮すること。
15	26	2	3	6	イ	ア		本件の運営リスクは事業者にあることによりバトン数は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
16	26	2	3	6	イ	ア		本件の運営リスクは事業者にあることにより、引きわり幕は残して緞帳を取止めという提案をさせて頂けないでしょうか。	大小ホールともに、緞帳の設置は必須とはしません。

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
17	26	2	3	6	イ	イ		本件の運営リスクは事業者にあることにより回路数、電源容量は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
18	27	2	3	6	イ	ウ		映画の再生スピーカーは、基本的なLCRの構成でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	27	2	3	6	イ	ウ		難聴者方式として、磁気ループ、赤外線方式に対して、より自由度の高いFM方式も検討、提案に加えてよろしいでしょうか。	番号14参照
20	29	2	3	11	エ			民間収益機能として、ドリンクサービスを提供する場合におけるメニュー及び価格は、顧客ニーズや公共性及び近隣商業施設等に配慮することを前提とすれば、ドリンクサービス提供事業者により決定してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	29	2	3	11	カ			「営業日及び営業時間の設定は、民間事業者の提案に委ねるが、周辺の住宅環境等に影響を及ぼさないようにすること。」との記載があることより、ドリンクサービスを提供する場合における営業日及び営業時間は、ドリンクサービス提供事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	34	3	4	3	ウ	エ カ キ		舞台照明・舞台音響・舞台機構の定期保守の頻度は年4回とされているが、納入メーカー・型式等により保守内容が異なってくる可能性があるため事業者の提案とさせて頂けないでしょうか？	現時点で変更予定はありません。
23	35	3	4	3	ウ			舞台設備の定期点検の回数が規定されておりますが、事業者側の提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
24	36	3	4	4	イ			ホール音響設備、舞台設備、照明装置について5年以上の維持管理業務経験を有する者を各1名(兼務不可)従事させ…とありますが、兼務可としていただけないでしょうか？	現時点で変更予定はありません。
25	39	3	7	5	エ	ア		「業務によって発生したゴミの施設内の収集・一時保管及び搬出・処分を行う」とありますが、廃棄物処理法等の関連より『産業廃棄物』の搬出・処分は事業外としていただけないでしょうか？	「業務によって発生したゴミの施設内の収集と民間事業者が契約した専門の廃棄物処理事業者が収集する定例の日時までの一時保管及び本件施設又は本件土地から廃棄物処理事業者が収集に訪れゴミを引き渡す場所までの搬出を行う」と変更します。
26	41	3	9	3	ウ			「入札説明書に関する第1回質問に対する回答」41番に1名以上の警備員常駐について、開館時間帯以外を機械警備等により警戒し非常駐とすることは可能とありますが、開館時間帯においても、運営業務スタッフ等の連携により要求水準レベルが保てるのであれば警備員非常駐でも可能としていただけないでしょうか？	要求水準書に示された警備業務の要求水準が達成されている状態にあることを前提として、可能とします。
27	43	3	11	1				「ここでいう修繕は大規模修繕を除く全ての修繕をいう」とありますが、本事業における維持管理・運営業務は指定管理者制度に基づき実施されるため、他指定管理者案件にあるよう、(例)「1件30万円未満の修繕のみを事業対象とし、修繕を行なう場合は、事前に静岡市と協議を行なう」等に変更していただけないでしょうか？	変更予定はありません。
28	57	6	2					”要求水準書に関する第2回質問番号9”の回答として「名目に関係なく、参加者から費用や料金を徴収する事業は、有料事業とします。」との回答を頂きましたが、これにより本件利用促進を目的として開催するワークショップやバックヤードツアー等の企画立案が難しくなり、本施設の稼働率にも影響がでるものと考えております。是非ともこの点を踏まえ、開催に必要なテキスト代、保険料(障害保険等)及び講師委託料等の実費のみを徴収する事業を”無料事業”として取扱うことについて再検討して頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。
29	資料	1-5						大ホール備品としてコンサートピアノの選定は、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	現時点で変更予定はありません。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 特定事業仮契約書案に関する第3回質問に対する回答

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
1	前段		7				「甲は、約款第1条に規定する本件特定事業契約の成立までの間は、自己の都合によりこの仮契約を解除できる」とありますが、本件特定事業契約の成立とは静岡市議会での議決がなされ本契約へ移行した時点を言うのでしょうか	ご理解の通りです。
2	前段		7				「甲は、約款第1条に規定する本件特定事業契約の成立までの間は、自己の都合によりこの仮契約を解除できる」とありますが、甲のみ自己都合による解除を認めるのであれば、「対等な立場における合意」とは言えないものと思料致しますが、静岡市としての見解をお伺いさせていただきます	様式20に記した事由及び基本協定書第6条に規定した事由を想定しています。
3							「第3章「本件施設」の設計業務」は「第3章「本件施設」の「設計業務」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
4	i						「第27条（設計変更）」は「第27条（「設計変更」）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
5	ii						「第6章本件施設の維持管理・運営」は「第6章「本件施設」の維持管理・運営」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
6	iii						「第66条（「本件施設」の運営業務等）」は「第66条（「本件施設」の「運営業務」等）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
7	iii						「第9章不可抗力」は「第9章「不可抗力」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
8	iii						「第10章法令等変更」は「第10章「法令等変更」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
9	iv						「第11章独立採算事業」は「第11章「独立採算事業」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
10	iv						「別紙3本件施設」は「別紙3「本件施設」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
11	v						「別紙10サービス購入料の改定方法」は「別紙10「サービス購入料」の改定方法」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
12	v						「別紙11サービス購入料の支払について」は「別紙11「サービス購入料」の支払について」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
13	2	4		6			「～に係る要求水準書をいう。」は「～に係る「要求水準書」をいう。」ではないでしょうか	「～に係る「要求水準」をいう。」に変更します。
14	2	4		10			「～を除く部分について、本件施設の機能及び性能が「要求水準書」に示された要求水準以上である～」は「～を除く部分について、「本件施設」の機能及び性能が「要求水準書」に示された「要求水準」以上である～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
15	2	4		10			「～より直ちに円滑な運営業務を実施する～」は「～より直ちに円滑な「運営業務」を実施する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
16	2	4		14			「～平成24年1月8日までの間で民間事業者が提案した日をいう。」は「～平成24年1月8日までの間で「民間事業者」が提案した日をいう。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
17	2	4		15			「「建設工事」とは、既存施設の解体及び「本件施設」の新設工事～」は「「建設工事」とは、「既存施設」の解体及び「本件施設」の「新設工事」～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
18	4	4		41			「法令等変更」とは、法令等または～は「法令等変更とは、 <u>「法令等」</u> または～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
19	5	4		49			「要求水準書」とは、甲が本件事業の入札において～は「要求水準書」とは、甲が <u>「本件事業」</u> の入札において～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
20	5	4		50			「～乙が民間事業者提案にて数量を提案した備品及び乙が本件事業を遂行するため～」は「～乙が「 <u>民間事業者提案</u> 」にて数量を提案した備品及び乙が「 <u>本件事業</u> 」を遂行するため～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
21	5	5	1				「～附帯事業としての「 <u>民間収益機能運営事業</u> 」及び～」は「～附帯事業としての「 <u>民間収益機能</u> 」 <u>運営事業</u> 及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
22	5	5	3				「本件約款、「 <u>入札説明書等</u> 」及び～」は「 <u>本件特定事業契約</u> 、「 <u>入札説明書等</u> 」及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
23	5	5	4				入札説明書等の各資料間で記載内容に齟齬がある場合においては、甲乙協議の上で決定する旨の記載がなされておりますが、協議で決定しない場合はどのように対応する予定であるのかご教示下さい 入札説明書等の各資料間でも当初に序列を決めておき、後日の紛争を防止しておくのが、他案件では一般的であるものと思料致します	本契約、「 <u>入札説明書等</u> 」及び「 <u>入札提案書類</u> 」の規定に矛盾、齟齬がある場合には、本契約、「 <u>入札説明書等</u> 」、「 <u>入札提案書類</u> 」の順にその適用及び解釈が優先するものとします。なお、本契約の解釈については、甲が「本件事業」の入札手続において公表した、平成20年3月31日付、平成20年5月2日、平成20年5月26日付及び平成20年6月20日付の「 <u>入札説明書等</u> 」に関する質問への回答のうち、特定事業契約書(案)に関する質問への回答として示したところによります。また、「 <u>入札説明書等</u> 」の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存する場合には、本契約、要求水準書、基本協定書、 <u>入札説明書</u> 、 <u>落札者決定基準</u> の順にその適用及び解釈が優先するものとし、それでもなお矛盾、齟齬が解決できない場合、甲及び乙は、協議の上、係る記載内容に関する事項を決定するものとします。
24	6	9	1				「乙による本件特定事業契約に基づく業務の実施に関連する一切の費用は、すべて乙が負担し～」とありますが、業務の実施に伴い、貴市負担となる費用等も本件特定事業契約上に記載されており、「乙による本件特定事業契約に基づく業務の実施に関連する一切の費用は、 <u>本件特定事業契約上に特段の記載がない限り、乙が負担し～</u> 」として頂きたい	「本件特定事業契約上に特段の記載がない限り、乙が負担し～」と変更します。
25	7	13	1				「甲は、「 <u>本件施設</u> 」の着工前に、 <u>本件施設</u> の建設の用に供するため、 <u>本件土地</u> を事業場所として～」は「甲は、「 <u>本件施設</u> 」の着工前に、「 <u>本件施設</u> 」の建設の用に供するため、「 <u>本件土地</u> 」を事業場所として～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
26	7	13	2				「～目的以外の目的のために <u>本件土地</u> を利用してはならない。」は「～目的以外の目的のために「 <u>本件土地</u> 」を利用してはならない。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
27	7	17					「乙は、甲の事前の承認を得ないで～」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思料されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	「承諾」に統一することとします。ただし、地方自治法第244条の2第9項の規定により、約款第70条及び第71条の市の承認については、変更しないこととします。なお、承認についても書面をもって行います。
28	8						「第3章「 <u>本件施設</u> 」の設計業務」は「第3章「 <u>本件施設</u> 」の「 <u>設計業務</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
29	8	25	2				「～別紙6に示された <u>基本設計図書</u> の～」は「～別紙6に示された「 <u>基本設計図書</u> 」の～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
30	9	25	3				「～別紙6に示された <u>実施設計図書</u> の作成業務を開始し、完成した <u>実施設計図書</u> につき～」は「～別紙6に示された「 <u>実施設計図書</u> 」の作成業務を開始し、完成した「 <u>実施設計図書</u> 」につき～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
31	9	25	4				「甲は、乙に対して「本件施設」の設計業務の進捗～」は「甲は、乙に対して「本件施設」の「設計業務」の進捗～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
32	9	26	1				本項において、設計企業名を明記することとなっており、第三者が設計業務を行う場合は第2項により承諾が必要となっておりますが、万が一、ステップインを行う場合にも本条の規定に基づき行うとの理解で宜しいでしょうか その場合、承諾までのスケジュール感をご教示下さい スケジュール感次第では有効にステップインを行うことができず、事業の停滞、最悪の場合にはデフォルトを招きかねません	前段：ご理解の通りです。 後段：承諾願いが提出されてから、概ね2週間で承諾するか否かが示されるものと理解してください。
33	9	26	2				「～かかる「設計業務」の一部を実施する者の～」は「かかる「設計業務」の全部又は一部を実施する者の～」ではないでしょうか 全部を含めていただきませんとステップインができなくなる可能性もできます	ご理解の通りです。
34	9	27					「（設計変更）」は「（「設計変更」）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
35	9	27	2				ここでいう追加的な費用については、設計変更に伴い発生するスワップブレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか また、スワップブレイクコストはどのサービス購入料で調整されるのでしょうか	金融関連費用については、合理的な範囲にて、市の負担とします。
36	10	27	2				設計変更に伴う追加費用の内容に応じて「サービス購入料」に算入するとは、設計の追加費用はサービス購入料A、設計変更に伴う維持管理業務の追加費用はサービス購入料D、設計変更に伴う運営業務の追加費用はサービス購入料Eにて支払うとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
37	10	27	2				本項に定める設計変更に伴いサービス購入料Aが増加する場合、追加で資金調達を行う必要がでてくる可能性があります、この場合の追加費用については貴市負担であるとの理解で宜しいでしょうか	サービス購入料Aは一括払いです。
38	10	27	3				「～乙はその当否及び費用負担について～」は「～乙はその要否及び費用負担について～」ではないでしょうか	変更予定はありません。
39	10	27	3				現在の金利決定スケジュールの場合、本件特定事業契約締結日の5営業日前に金利が決定されてしまいます 本項に規定された引渡予定日の変更を伴う設計変更を行った場合のスワップ契約変更に伴うコストは当然に貴市負担であるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
40	10	27	4				「～ただし、「民間収益機能」の軽微な設計変更については～」は「～ただし、「民間収益機能」の軽微な「設計変更」については～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
41	10	28	2				「～甲は、当該「設計変更」によっても要求水準を満たすことが～」は「～甲は、当該「設計変更」によっても「要求水準」を満たすことが～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
42	10	28	3				本項に規定する追加的な費用については、設計変更に伴い発生するスワップブレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
43	11	29	2				「～又は、要求水準を満たさないと～」は「～又は、「要求水準」を満たさないと～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
44	11	32	3				本件土地については事業者の責任及び費用での確保を行わないことから「～「新設工事」に必要な用地を確保し～」は「～「新設工事」に必要な「本件土地」以外の用地を自己の費用及責任において確保し～」と明記して頂きたい	変更予定はありません。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
45	12	34	1				本項において、建設企業名を明記することとなり、第三者が建設工事を行う場合は第2項により承諾が必要となっておりますが、万が一、ステップインを行う場合にも本条の規定に基づき行うとの理解で宜しいでしょうか その場合、承諾までのスケジュール感をご教示下さい スケジュール感次第では有効にステップインを行うことができず、事業の停滞、最悪の場合にはデフォルトを招きかねません	番号32参照。
46	12	34	2				「～「建設工事」の一部を「建設企業」以外の者に実施させる場合には、かかる「建設工事」の一部を実施させる者の～」は「～「建設工事」の全部又は一部を「建設企業」以外の者に実施させる場合には、かかる「建設工事」の全部又は一部を実施させる者の～」ではないでしょうか 全部を含めていただきませんとステップインができなくなる可能性もできます	ご理解の通りです。
47	12	35	1				本項において、工事監理者名を明記することとなり、第三者が工事監理業務を行う場合は第2項により承諾が必要となっておりますが、万が一、ステップインを行う場合にも本条の規定に基づき行うとの理解で宜しいでしょうか その場合、承諾までのスケジュール感をご教示下さい スケジュール感次第では有効にステップインを行うことができず、事業の停滞、最悪の場合にはデフォルトを招きかねません	番号32参照。
48	12	35	2				「～「工事監理業務」の一部を「工事監理者」以外の者に実施させる場合には、かかる「工事監理業務」の一部を実施させる者の～」は「～「工事監理業務」の全部又は一部を「工事監理者」以外の者に実施させる場合には、かかる「工事監理業務」の全部又は一部を実施させる者の～」 全部を含めていただきませんとステップインができなくなる可能性もできます	ご理解の通りです。
49	12	35	3				「～すべて乙の責任において行うものとし、「工事管理者」に関して～」は「～すべて乙の責任において行うものとし、「工事監理者」に関して～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
50	13	36					本条については、建設に伴う近隣調整であって、本件事業を行うことについての近隣調整は対象外であり、貴市がその費用と責任をもって近隣調整を行うとの理解で宜しいでしょうか	実施方針別紙-1「主要リスクの概要と分担」115及び116参照。
51	13	36	3				本項はあくまで建設工事に伴う近隣調整であり、そもそもの本件事業を行うことについての近隣調整がついておらず、建設工事に伴う近隣調整が進まない場合においては、本項で規定される本件特定事業契約上の義務の履行を免れることができるとの理解で宜しいでしょうか	番号50参照。なお、本件事業を行うことについての近隣調整は地元説明会として実施済です。
52	13	36	4				本項はあくまで建設工事に伴う近隣調整であり、そもそもの本件事業を行うことについての近隣調整がついておらず、建設工事に伴う近隣調整が進まない場合には、事業計画の変更ができるとともに、事業計画変更により生じる費用は貴市負担、かつ貴市に損害が生じても貴市がこれを負担するとの理解で宜しいでしょうか	番号51参照。
53	13	36	6				本項はあくまで建設工事に伴う近隣調整であり、そもそもの本件事業を行うことについての近隣調整がついておらず、建設工事に伴う近隣調整が進まない場合においては、近隣調整の結果、乙に生じた費用は貴市負担との理解で宜しいでしょうか	番号51参照。
54	13	37	1				「～「本件施設」の要求備品を調達し～」は「～「本件施設」の「要求備品」を調達し～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
55	14	37	2				「～「本件施設」の移設備品を～」は「～「本件施設」の「移設備品」を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
56	14	38	3				「～又は要求水準を満たさないと～」は「～又は「 <u>要求水準</u> 」を満たさないと～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
57	14	39	2				「～又は「要求水準書」の要求水準を満たさないと～」は「～又は「要求水準書」の「 <u>要求水準</u> 」を満たさないと～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
58	14	39	3				「～又は要求水準を満たさないと～」は「又は「 <u>要求水準</u> 」を満たさないと～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
59	15	41	2				「～かつ要求備品及び移設備品が設置されており、要求水準を満たすものと～」は「～かつ「 <u>要求備品</u> 」及び「 <u>移設備品</u> 」が設置されており、「 <u>要求水準</u> 」を満たすものと～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
60	15	41	3				「～又は、 <u>要求水準</u> を満たさないときは～」は「～又は、「 <u>要求水準</u> 」を満たさないときは～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
61	15	41	6				「～「維持管理・運営業務要求水準」の要求水準に満たなかった場合において～」は「～「維持管理・運営業務要求水準」の「 <u>要求水準</u> 」に満たなかった場合において～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
62	15	42					「（「本件施設」の維持管理体制）」は「（「本件施設」の維持管理管理体制）」ではないでしょうか	変更予定はありません。
63	16	43					「～「本件施設」の引渡予定日の遅延が～」は「～「本件施設」の「 <u>引渡予定日</u> 」の遅延が～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
64	16	43					本条に規定される損害及び費用には、工期変更に伴い発生するスワップブレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
65	16	45					「～損害を及ぼした場合も前項と同様とする。」は「損害を及ぼした場合も前条と同様とする。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
66	17	47	1				「～当該引渡遅延の原因及び～」は「～当該「 <u>引渡遅延</u> 」の原因及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
67	17	47	3, 4, 5				乙の責めに帰すべき事由の場合には甲から乙へ違約金相当額を超える損害賠償が可能であるのに対し、甲の責めに帰すべき事由の場合に甲が負担すべき額が、乙に発生した損害又は費用がそれを上回る場合があっても限定されるのは公平ではないと考えられます。 第4項の最終文「乙は、当該引渡遅延について当該金額を上回る損害又は費用が発生した場合でも、当該金額以外に損害賠償請求しないものとする。」を第5項同様「この場合において、乙は、当該引渡遅延について違約金を超える損害賠償請求を妨げられない。」と変更して頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
68	17	47	3				「～又は「不可抗力」に起因して引渡遅延が発生する場合は、甲は、当該引渡遅延への対応～」は「～又は「不可抗力」に起因して「 <u>引渡遅延</u> 」が発生する場合は、甲は、当該「 <u>引渡遅延</u> 」への対応～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
69	17	47	3				本項に規定する増加費用については、引渡遅延に伴い発生するスワップブレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
70	17	47	4				「～乙は、当該引渡遅延について～」は「～乙は、当該「 <u>引渡遅延</u> 」について～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
71	17	47	4				「乙は、当該引渡遅延について当該金額を上回る損害又は費用が発生した場合でも、当該金額以外に損害賠償請求しないものとする」とありますが、当該引渡遅延に伴い発生するスワップブレイクコスト等の金融費用も含まれないのでしょうか 第3項においては「甲は、当該引渡遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならぬ」としながら、本項においては違約金相当額しか支払わないとしているのは矛盾しており、貴市の見解をご教示下さい 現状、割賦金利決定日が引渡日の約3年前であり、その間のスケジュール変更に伴うスワップブレイクコストは多大な額となることが想定され、この部分まで事業者負担とすれば、入札参加者はいなくなることが容易に想定されますが、この点についても貴市の見解をご教示下さい	前段：番号35参照。 中段：地方自治法第244条に規定された「公の施設」であることによる「住民の福祉を増進する目的」への影響を勘案した結果です。 後段：前段参照。
72	17	47	5				「乙の責めに帰すべき事由によって引渡遅延が発生した場合、乙は、当該引渡遅延への対応に～」は「乙の責めに帰すべき事由によって「引渡遅延」が発生した場合、乙は、当該「引渡遅延」への対応に～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
73	17	47	5				「～甲は、当該引渡遅延について～」は「～甲は、当該「引渡遅延」について～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
74	17	47	4, 5				貴市帰責と事業者帰責の場合の違約金算定に使用する利率が違う理由をご教示下さい 前段にある「対等な立場における合意」であるならば、違約金算定に使用する利率も対等とすべきであるものと思料致します	変更予定はありません。
75	17	47	4, 5				貴市帰責と事業者帰責の場合の違約金を超える損害への対応が違う理由をご教示下さい 前段にある「対等な立場における合意」であるならば、違約金を超える損害への対応も対等であるべきと思料致します	番号71中段参照。
76	17	48	2				「～2年以内（別紙6の実施設計図書に示す～）」は「～2年以内（別紙6の「 <u>実施設計図書</u> 」に示す～）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
77	18						「第6章本件施設の維持管理・運営」は「第6章「 <u>本件施設</u> 」の維持管理・運営」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
78	18	49	2				「「本件施設」の供用開始日は～」は「「本件施設」の「 <u>供用開始日</u> 」は～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
79	18	50	1				「甲は、法令等及び本件特定事業契約に基づき～」は「甲は、「 <u>法令等</u> 」及び本件特定事業契約に基づき～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
80	18	50	2				「乙は、維持管理・運営期間中～」は「乙は、「 <u>維持管理・運営期間</u> 」中～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
81	18	50	2				「入札提案書類」は「 <u>「入札説明書等</u> 」及び「 <u>民間事業者提案</u> 」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
82	18	50	2				年間事業計画についての定義がありません	要求水準書Ⅲ 1（8）及び同V 1（9）参照。
83	18	50	3				「維持管理・運営業務に必要な電力、ガス、水道等の費用は乙が負担する」とありますが、これらはホール稼働率等により変動要素が大きく、また、通常の指定管理者制度のように過去の実績値が存在しません。そのため事業費に含まず実費とさせていただけないでしょうか？	変更予定はありません。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
84	18	51	1				「乙は、「要求水準書」に従い、本件施設の使用規則～」は「乙は、「要求水準書」に従い、「本件施設」の使用規則～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
85	18	51	1				「～甲の承認を受けた上で～」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思料されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。
86	18	51	1				「～乙は「本件施設」において、施設使用規則を常時配布、閲覧できるよう～」は「～乙は「本件施設」において、「施設使用規則」を常時配布、閲覧できるよう～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
87	18	51	2				「乙は、前項により甲の承認を受けた施設使用規則を変更する場合、事前に甲の承認を～」は「乙は、前項により甲の承認を受けた「施設使用規則」を変更する場合、事前に甲の承認を～」ではないでしょうか また、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思料されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	前段：ご理解の通りです。 後段：番号27参照。
88	19	52	1				「～また、乙は、従事職員に異動があった場合～」は「～また、乙は、「従事職員」に異動があった場合～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
89	19	52	3				「甲は、従事職員がその業務を～」は「甲は、「従事職員」がその業務を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
90	19	54	1				本項において、維持管理企業名及び運営企業名を明記することとなり、第三者が維持管理業務及び運営業務を行う場合は第2項により承諾が必要となっておりますが、万が一、ステップインを行う場合にも本条の規定に基づき行うとの理解で宜しいでしょうか その場合、承諾までのスケジュール感をご教示下さい スケジュール感次第では有効にステップインを行うことができず、事業の停滞、最悪の場合にはデフォルトを招きかねません	番号32参照。
91	19	54	2				「乙は、前項に基づき、「維持管理・運営業務」の一部を「維持管理企業」以外の者に～」は「乙は、前項に基づき、「維持管理・運営業務」の全部又は一部を「維持管理企業」以外の者に～」ではないでしょうか 全部を含めていただきませんとステップインができなくなる可能性もでてきます	ご理解の通りです。
92	19	54	2				「～かかる「維持管理・運営業務」の一部を実施させる者の～」は「～かかる「維持管理・運営業務」の全部又は一部を実施させる者の～」ではないでしょうか 全部を含めていただきませんとステップインができなくなる可能性もでてきます	ご理解の通りです。
93	20	55	2	4			「～「本件事業」の継続の可能性がない認められる場合～」は「～「本件事業」の継続の可能性がないと認められる場合～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
94	21	57					業務仕様書とは第60条に規定された仕様書のことでしょうか	番号82参照。
95	21	57					業務計画書とは第62条に規定された業務計画書のことでしょうか	番号82参照。
96	21	57					「～又は要求水準若しくは～」は「～又は「要求水準」若しくは～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
97	21	58	3				「～維持管理・運営状況が、本件約款～」は「～維持管理・運営状況が本件特定事業契約～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
98	21	58	3				業務計画書とは第62条に規定された業務計画書のことでしょうか	番号82参照。
99	22	59	1				「乙は「維持管理業務・運営業務」に関し～」は「乙は「維持管理・運営業務」に関し～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
100	22	60	1				「乙は、本件約款、「要求水準書」及び～」は「乙は、本件特定事業契約、「要求水準書」及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
101	22	60	3				「～に基づき、維持管理・運営業務を～」は「～に基づき、「維持管理・運営業務」を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
102	22	62	3				「～「本件施設」の維持管理・運営の全部又は一部について～」は「～「本件施設」の「維持管理・運営業務」の全部又は一部について～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
103	23	62	4				「～維持管理業務・運営業務計画書又は～」は「～維持管理・運営業務計画書又は～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
104	23	64	1				ただし書き以降の修繕・更新に要した費用の甲からの支払はどのようにして行われるのかご教示下さい	当該年度のサービス購入料Dの下期分に、要した費用を加算して支払います。
105	23	64	3				「～必要に応じて当該修繕・更新を完成図書に反映し～」は「～必要に応じて当該修繕・更新を「完成図書」に反映し～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
106	23	65	1				「～維持管理・運営業務計画書及び「入札提案書類」に従って～」は「～維持管理・運営業務計画書及び「民間事業者提案」に従って～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
107	23	66					「（「本件施設」の運営業務等）」は「（「本件施設」の「運営業務」等）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
108	23	66					「乙は、本件特定事業契約、「要求水準書」、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書及び「入札提案書類」に従って～」は「乙は、本件特定事業契約、「入札説明書等」、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書及び「民間事業者提案」に従って～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
109	24	67	1				「乙は、本件特定事業契約、「要求水準書」、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書及び「入札提案書類」に従って～」は「乙は、本件特定事業契約、「入札説明書等」、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書及び「民間事業者提案」に従って～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
110	24	68	1				「乙は、「要求水準書」、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書及び「入札提案書類」に基づき～」は「乙は、「入札説明書等」、維持管理・運営業務仕様書、維持管理・運営業務計画書及び「民間事業者提案」に基づき～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
111	24	68	1				「～に基づき、本件施設を利用して～」は「～に基づき、「本件施設」を利用して～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
112	24	68	1				「～また、乙は「要求水準書」、維持管理・運營業務仕様書、維持管理・運營業務計画書及び「入札提案書類」に記載のないものであっても～」は「～また、乙は、「入札説明書等」、維持管理・運營業務仕様書、維持管理・運營業務計画書及び「民間事業者提案」に記載のないものであっても～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
113	24	68	3				「～行うにあたっては、本約款及び～」は「～行うにあたっては、「本件特定事業契約」及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
114	24	69					「乙は、「法令等」、「本件特定事業契約」、「要求水準書」、「入札提案書類」、年間事業計画書～」は「乙は、「法令等」、本件特定事業契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」、年間事業計画書～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
115	24	70	2				「～「利用料金」については、設置条例に規定された額を～」は「～「利用料金」については、「設置条例」に規定された額を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
116	24	70	2				「～あらかじめ甲の承認を得なければならない。」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思量されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。
117	25	71	1				「乙は、「本件施設」の設置条例に定める～」は「乙は、「本件施設」の「設置条例」に定める～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
118	25	71	1				「～あらかじめ甲と協議し、承認を得なければならない。」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思量されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。
119	25	71	2				「～あらかじめ甲の承認を得なければならない。」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思量されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。
120	25	71	3				「～「本件施設」の設置条例の上限額の範囲を超えて～」は「～「本件施設」の「設置条例」の上限額の範囲を超えて～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
121	25	72	4				本項に定める費用負担は第90条に定める費用負担と齟齬がありますが、本項に定める費用負担については、不可抗力による場合は第90条により、甲の帰責事由による場合は甲負担、乙の帰責事由による場合は乙負担である旨明記して頂きたい原文のままですと不可抗力であるか否かを問わず、何らかの災害その他の事故が発生した場合はすべて乙負担により対応しなければならず不合理です	「第90条第2項及び第3項の規定に関わらず、第2項に規定する措置に要する経費は、乙が負担するものとする。」と変更します。
122	25	73	3				「本件特定事業契約が第78条に定める契約期間前に終了した場合であって～」は「本件特定事業契約が第78条に定める契約期間満了前に終了した場合であって～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
123	26	74	2				「～平成24年3月末日を初回とし、各事業年度の～」は「～平成24年3月末日を初回とし、各「事業年度」の～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
124	27	80	1				「～「本件施設」内の乙による民間収益機能等に～」は「～「本件施設」内の乙による「民間収益機能」等に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
125	27	81	1				「甲は、本件土地又は本件施設が公用又は公共のために必要な場合、又は本件事業の必要がなくなった場合～」は「甲は、「本件土地」又は「本件施設」が公用又は公共のために必要な場合、又は「本件事業」の必要がなくなった場合～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
126	28	83					本条において、甲が本件特定事業契約上の重要な義務違反を行った場合を乙による解除事由としておりますが、乙については、第82条において本件特定事業契約の条項違反の全てを対象として甲の解除事由としております 甲、乙の解除事由に違いを設ける理由をご教示下さい 前段部分の「対等な立場における合意」に基づく契約であれば、解除条件に違いを設けることは不合理であるものと思料致します	番号71中段参照。なお、第82条1項3号は「その違反により本件特定事業の目的を達成することができないと甲が合理的に判断したとき」という条件が付されています。
127	28	83					本条において、甲が本件特定事業契約上の重要な義務違反を行った場合60日の治癒期間を設けておりますが、第82条の乙による本件特定事業契約の条項違反については治癒期間が設けられておりません 甲、乙の解除事由に違いを設ける理由をご教示下さい 前段部分の「対等な立場における合意」に基づく契約であれば、解除条件に違いを設けることは不合理であるものと思料致します	番号71中段及び番号126参照。
128	28	84	1				第91条に定める不可抗力事由発生時の解除の場合、第10条に規定される履行保証保険と本項に規定される出来高買取の考え方についてご教示下さい 不可抗力事由発生前の出来高が仮に100で、不可抗力事由発生後の出来高が80の場合、20の部分については履行保証保険により保険会社から事業者へ支払が行われ、80の部分については出来高買取により貴市から支払が行われるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
129	28	84	3				「乙が本件特定事業契約に基づく業務を終了させるために要する費用」には、スワップブレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
130	29	84	6				「～甲に納品した要求備品の購入費を～」は「～甲に納品した「要求備品」の購入費を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
131	29	84	7				「～甲が本件土地を原状（更地）回復することが妥当と判断し、これを乙に通知した場合、乙は本件土地を原状（更地）に回復したうえで～」は「～甲が「本件土地」を原状（更地）回復することが妥当と判断し、これを乙に通知した場合、乙は「本件土地」を原状（更地）に回復したうえで～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
132	29	84	7				本項に規定する貴市による出来高買取に代る原状回復の場合、「原状回復のための費用」については、契約解除に伴い発生するスワップブレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
133	29	84	8				「～甲が本件土地を原状（更地）回復することが妥当と判断し、これを乙に通知した場合、乙は本件土地を原状（更地）に回復したうえで～」は「～甲が「本件土地」を原状（更地）回復することが妥当と判断し、これを乙に通知した場合、乙は「本件土地」を原状（更地）に回復したうえで～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
134	30	85	5				「乙は、前項の手続終了後速やかに本件施設にかかる～」は「乙は、前項の手続終了後速やかに「本件施設」にかかる～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
135	30	85	6, 7				本件施設引渡後の解除の場合で、サービス購入料Cが貴市より支払われていない場合、サービス購入料Cの取扱はどのようになるのでしょうか その取扱についても明記して下さい	サービス購入料Aと同様に一括払いです。
136	30	86	1	2			「本件施設」の引渡後にあつては、解除の日が属する事業年度の～は「本件施設」の引渡後にあつては、解除の日が属する「事業年度」の～ではないでしょうか	ご理解の通りです。
137	30	86	4				本項に定める損害については、本件特定事業契約解除に伴い発生するスワップレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
138	30	86	5				本項に定める費用については、本件特定事業契約解除に伴い発生するスワップレイクコスト等の金融費用も当然に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	番号35参照。
139	30	86	1, 4				第1項の事業者帰責の場合は「甲の指定する期限までに違約金は支払わなければならない」となっている一方で、第4項の貴市帰責の場合は「損害の賠償を請求することができる」となっております 前段にあるように「対等な立場における合意」であるならば、違約金等に違いを設ける必要はないものと思料致します せめて貴市帰責の場合には「損害の賠償を請求ができるものとし、甲は請求を受け次第速やかに支払の処理を行わなければならない」として頂きたい	変更予定はありません。なお、番号71中段参照。
140	31	88	1				「乙は、甲に対し、第84条第1項又は同条第4項の引渡し～」は「乙は、甲に対し、第84条第1項又は同条第4項の引渡し～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
141	31	88	1				「～引継ぎ完了と同時に、「設計図書」、完成図書等～」は「～引継ぎ完了と同時に、「設計図書」、「完成図書」等～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
142	31	88	2				「～「要求備品」について、本件施設の維持管理及び～」は「～「要求備品」について、「本件施設」の維持管理及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
143	31	88	2				「～甲によるかかる要求備品の自由な使用が～」は「甲によるかかる「要求備品」の自由な使用が～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
144	31						「第9章不可抗力」は「第9章「不可抗力」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
145	31	89	1				「乙は、「不可抗力」により、本件事業が「法令等」、「本件特定事業契約」、「要求水準書」、「入札提案書類」、第33条第1項に規定する施行計画書に基づいて遂行できなくなった場合～」は「乙は、「不可抗力」により、本件事業が「法令等」、本件特定事業契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」、第33条第1項に規定する施工計画書に基づいて遂行できなくなった場合～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
146	31	90	1				「～乙はこれに従い「本件事業」を継続しなければならない。」とありますが、貴市が事業を終了させたいにもかかわらず、乙が事業を継続したい場合で協議が整わない場合、本項の規定は機能しません 「～乙はこれに従い対応しなければならない。」ではないでしょうか	変更予定はありません。
147	31	90	1				「～「不可抗力」が生じた日から60日以内に協議が整わない場合は、甲は当該「不可抗力」に対する対応を乙に通知するものとし、～」を「～「不可抗力」が生じた日から60日以内に協議が整わない場合は、甲は当該「不可抗力」に対する合理的な対応を乙に通知するものとし、～」と変更して頂けないでしょうか。 また、本項における市の通知内容は対応方法に関するものであり、かかる通知に基づく業務の実施にかかる追加費用及び損害については、2項及び3項の規定に基づき、甲及び乙が負担するという認識でよろしいでしょうか。	前段：変更予定はありません。 後段：ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
148	32						「第10章法令等変更」は「第10章「法令等変更」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
149	32	92	1				「乙は、「法令等変更」により、本件事業が「法令等」、「本件特定事業契約」、「要求水準書」、「入札提案書類」、第33条第1項に規定する施行計画書に基づいて遂行できなくなる場合～」は「乙は、「法令等変更」により、「本件事業」が「法令等」、本件特定事業契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」、第33条第1項に規定する <u>施工計画書</u> に基づいて遂行できなくなる場合～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
150	32	92	2				「～当該「法令等変更」後の法令等に違反することとなった場合は～」は「～当該「法令等変更」後の「法令等」に違反することとなった場合は～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
151	32	93	1				「～乙はこれに従い「本件事業」を継続しなければならない。」とありますが、貴市が事業を終了させたいにもかかわらず、乙が事業を継続したい場合で協議が整わない場合、本項の規定は機能しません 「～乙はこれに従い対応しなければならない。」ではないでしょうか	変更予定はありません。
152	32	93	1				「～「法令等変更」の施行日までに整わない場合は、甲は、当該「法令等変更」に対する対応を乙に通知するものとし、～」を「～「法令等変更」の施行日までに整わない場合は、甲は、当該「法令等変更」に対する合理的な対応を乙に通知するものとし、～」と変更して頂けないでしょうか。 また、本項における市の通知内容是对応方法に関するものであり、かかる通知に基づく業務の実施にかかる追加費用及び損害については、2項及び3項の規定に基づき、甲及び乙が負担するという認識でよろしいでしょうか。	前段：変更予定はありません。 後段：ご理解の通りです。
153	33						「第11章独立採算事業」は「第11章「独立採算事業」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
154	33	95	1				「乙は、本約款、「要求水準書」及び「民間事業者提案」に基づき～」は「乙は、本件特定事業契約、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」に基づき～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
155	33	96	2				「～利用できる場所は、本件施設とする。」は「～利用できる場所は、「本件施設」とする。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
156	33	96	3				「～第98条第1項に基づいて甲が定める使用料を～」は明確化するため「～第98条第1項に基づいて別紙5による施設有償貸付契約を締結し、甲が定める使用料を～」として頂きたい	変更予定はありません。
157	33	96	4				「乙は、民間収益事業を行うにあたって、本約款及び～」は「乙は、民間収益事業を行うにあたって、本件特定事業契約及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
158	34	97	1				「乙は、本約款、「要求水準書」及び～」は「乙は、本件特定事業契約、「要求水準書」及び～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
159	34	98	1				「乙は、「民間収益機能」の整備のため、甲と本件施設の一部について～」は「乙は、「民間収益機能」の整備のため、甲と「本件施設」の一部について～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
160	34	98	2				「～甲に申請し、その承認を受けなければならない。」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思量されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。
161	35	102	3				「～退去に要する費用（合理的な範囲の入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。」とありますが、貴市に帰責事由のある施設有償貸付契約の終了の場合についても、第三者との施設賃貸借契約解除に伴う合理的な範囲の入居者への補償も事業者負担となるのでしょうか	約款第86条第4項の規定が適用されます。
162	36	105	2				「～当該年度の財務書類（商法第281条第1項に定める計算書類）を作成し～」は「～当該年度の財務書類（会社法第435条第2項に定める計算書類）を作成し～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
163	36	106	1				「～計算した額の遅延利息をの支払を～」は「計算した額の遅延利息の支払を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
164	36	106					貴市の遅延利息は年3.4%、事業者の遅延利息が年5.0%と貴市と事業者の遅延利息が違う理由をご教示下さい 前段にあるように「対等な立場における合意」であるならば、遅延利息に違いを設ける必要はないものと思料致します	変更予定はありません。
165	36	106					第1項の貴市帰責の場合には「請求することができる」としている一方で、第2項の事業者帰責の場合には「支払わなければならない」となっております 前段にあるように「対等な立場における合意」であるならば、遅延利息に違いを設ける必要はないものと思料致します 第1項についても「遅延利息を支払わなければならない。」として頂きたい	変更予定はありません。
166	37	108	1				「本件施設の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、乙は、甲に対し、次の各号に掲げる本件施設の利用を承諾する。」は「 <u>「本件施設」</u> の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、乙は、甲に対し、次の各号に掲げる <u>「本件施設」</u> の利用を承諾する。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
167	37	108	1	1			「本件施設を写真、模画、絵画その他～」は「 <u>「本件施設」</u> を写真、模画、絵画その他は～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
168	37	108	1	2			「本件施設を増築し、～」は「 <u>「本件施設」</u> を増築し、～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
169	37	108	1	2			貴市が本件施設を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すことを認める内容となっておりますが、無条件にこれを認めた場合、事業者に多大な負担がかかる場合も想定されることから「乙の「維持管理・運営業務」の内容及び甲の乙に対するサービス購入料の支払額、支払スケジュールに変更がないことを条件に、本件施設を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。」として頂きたい	変更予定はありません。
170	37	108	2				「乙は、甲に対し、 <u>本件施設</u> の内容を～」は「乙は、甲に対し、 <u>「本件施設」</u> の内容を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
171	37	108	2				乙又は乙の構成員独自のノウハウ部分についても自由に公表されてしまうのでしょうか 独自のノウハウ部分については公表されないように「乙は、甲に対し、乙又は乙の構成員独自のノウハウを除く「本件施設」の内容を自由に公表することを承諾する。」旨、変更して頂きたい	現時点では変更予定はありません。 なお、市情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報は、原則として公開の対象とはしません。
172	38	112	2				「～ただし、乙から本件施設の～」は「～ただし、乙から「本件施設」の～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
173	38	114					独立採算事業は第95条第2項で別会計を求めており、独立採算事業に基づく乙が項に有している債務は本条の対象外であるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
174	38	118	1				本件特定事業契約上、承認が多様されておりますが、承認についての規定がございません 実務上、承認においても書面での承認となるものと思料されることから、本項に承認を追加するか、若しくは本件特定事業契約上の承認との文言を承諾と変更して頂きたい	番号27参照。
175	41	別紙2					「（「入札説明書等」及び「入札提案書類」により作成する。）」は「（「入札説明書等」及び「民間事業者提案」により作成する。）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
176	42	別紙3					「本件施設」は「「本件施設」」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
177	42	別紙3					「（「入札説明書等」及び「入札提案書類」により作成する。）」は「（「入札説明書等」及び「民間事業者提案」により作成する。）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
178	43	別紙4					「（「入札説明書等」及び「入札提案書類」により作成する。）」は「（「入札説明書等」及び「民間事業者提案」により作成する。）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
179	43	別紙4					「本契約の締結」は「本件特定事業契約の締結」 「建設工事着手」は「「建設工事」着手」 「本件施設の引渡日（予定）」は「「本件施設」の「引渡予定日」」 「本件施設の維持管理・運営業務開始日」は「「本件施設」の「維持管理・運営業務」開始日」 「本件施設の供用開始日（予定）」は「「本件施設」の「供用開始日」（予定）」 ではないでしょうか	ご理解の通りです。
180	44	別紙5	第3条				「～「民間収益機能」の運営業務の用に～」は「～「民間収益機能」の「運営業務」の用に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
181	45	別紙5	第7条				「～納入通知書により各年度分を一括して～」は「～納入通知書により各「事業年度」分を一括して～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
182	45	別紙5	第7条				「供用開始日から30日以内」は「「供用開始日」から30日以内」 「それ以降の年度」は「それ以降の事業年度」 「各年度開始日から30日以内」は「各「事業年度」開始日から30日以内」 ではないでしょうか	ご理解の通りです。
183	46	別紙5	第16条				「乙は、甲の事前の書面による承認を得ないで～」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思料されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
184	49	別紙6	1				「基本設計図書」は「 <u>「基本設計図書」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
185	50	別紙6	2				「実施設計図書」は「 <u>「実施設計図書」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
186	54	別紙6	3				「完成図書」は「 <u>「完成図書」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
187	54	別紙6	3	7			「各種設備又は要求備品に関する保証書」は「各種設備又は <u>「要求備品」</u> に関する保証書」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
188	55	注1					「完成図書については～」は「 <u>「完成図書」</u> については～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
189	56	別紙7	1	1			「本件施設のうち、乙の民間収益機能による独立採算事業とされる～」は「 <u>「本件施設」</u> のうち、乙の <u>「民間収益機能」</u> による <u>「独立採算事業」</u> とされる～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
190	56	別紙7	1	2			「乙の民間収益機能による独立採算事業で～」は「乙の <u>「民間収益機能」</u> による <u>「独立採算事業」</u> で～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
191	56	別紙7	2	1			「本件施設についての～」は「 <u>「本件施設」</u> についての～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
192	56	別紙7	2	2			「乙の民間収益機能による独立採算事業部分についての～」は「乙の <u>「民間収益機能」</u> による <u>「独立採算事業」</u> 部分についての～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
193	59	別紙9	1	1			「本件施設は、甲における芸術文化振興等を～」は「 <u>「本件施設」</u> は、甲における芸術文化振興等を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
194	59	別紙9	1	1			「～また、乙は、甲から本件施設の建設～」は「～また、乙は、甲から <u>「本件施設」</u> の建設～」 ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
195	59	別紙9	1	1			「～安定的かつ継続的に本件事業の遂行を～」は「～安定的かつ継続的に <u>「本件事業」</u> の遂行を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
196	59	別紙9	1	1			「～このため、甲は、本件事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、 <u>本件事業</u> の実施に関する～」は「～このため、甲は、 <u>「本件事業」</u> の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、 <u>「本件事業」</u> の実施に関する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
197	59	別紙9	1	1			「～各業務の業績等が要求水準を達成していること～」は「～各業務の業績等が <u>「要求水準」</u> を達成していること～」 ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
198	59	別紙9	1	1			「～なお、説明及び立会い確認の要求とは、甲が、本件施設の維持管理について～」は「～なお、説明及び立会い確認の要求とは、甲が、 <u>「本件施設」</u> の維持管理について～」 ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
199	59	別紙9	1	1			「～乙に対して説明を求め、又は本件施設において～」は「～乙に対して説明を求め、又は <u>「本件施設」</u> において～」 ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
200	59	別紙9	1	1			「～説明要求及び立会い確認の実施を理由として、 <u>本件施設</u> の維持管理の～」は「～説明要求及び立会い確認の実施を理由として、 <u>「本件施設」</u> の維持管理の～」 ではないでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
201	59	別紙9	1	2			「～乙の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しない恐れが～」は「～乙の責めに帰する事由により業績等が「要求水準」を達成していない、又は「要求水準」を達成しない恐れが～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
202	60	別紙9	1	3	イ		「維持管理・運営業務に関する～」は「「維持管理・運営業務」に関する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
203	60	別紙9	1	3	エ		「民間収益機能に係る運営業務に関する～」は「「民間収益機能」に係る「運営業務」に関する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
204	60	別紙9	2	1			「～乙が安定的かつ継続的に本件事業を遂行できる～」は「～乙が安定的かつ継続的に「本件事業」を遂行できる～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
205	60	別紙9	2	1	ア		「～原則として要求水準履行を担保する～」は「～原則として「要求水準」履行を担保する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
206	60	別紙9	2	1	ウ	ア	本規定はキャッシュリザーブを要求するものなのでしょうか あえて「キャッシュリザーブ状況」と記載した貴市の意図をご教示下さい	前段：事業者にて判断して下さい。 後段：事業者の財務状況について精査するためです。
207	60	別紙9	2	1	ウ	ア	キャッシュリザーブかどうかについて、貴市は何をもって判断するのでしょうか	別紙9 2（1）イ参照。
208	60	別紙9	2	1	ウ	ウ	「～各事業年度の最終日より3か月以内」は「～各「事業年度」の最終日より3か月以内」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
209	60	別紙9	2	1	ウ	エ	「乙が締結する契約書類の写し」は特定事業契約を除くすべての契約を提出するとの理解なのでしょうか	ご理解の通りです。
210	60	別紙9	2	1	ウ	エ	「契約締結後5日以内」とありますが、実務上5日以内では不可能なケースが多く、時間的な余裕をもたせて頂きたい	変更予定はありません。
211	61	別紙9	2	2	ア	ア	「～事業収支等の財務状況に要求水準の内容と～」は「～事業収支等の財務状況に「要求水準」の内容と～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
212	61	別紙9	2	2	イ		「前記アの手続きを繰り返しても」とありますが、契約解除に直結する事項であり、市の判断基準をご教示下さい	手続を繰り返し実施した翌事業年度の財務モニタリング結果を以て総合的に判断します。
213	61	別紙9	3				「維持管理・運営業務に関する～」は「「維持管理・運営業務」に関する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
214	61	別紙9	3	1			「～各業務の業績等が要求水準を達成しているか～」は「～各業務の業績等が「要求水準」を達成しているか～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
215	61	別紙9	3	1	ア		「モニタリング項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、業務不履行により発生する状態が、下記の（ア）本件施設における～」は「モニタリング項目及び判断基準は原則として「要求水準」によるが、業務不履行により発生する状態が、下記の（ア）「本件施設」における～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
216	61	別紙9	3	1	ア		「～省エネルギー・省資源を考慮した適切な維持管理・運営業務が実施されていないことによる～」は「～省エネルギー・省資源を考慮した適切な「維持管理・運営業務」が実施されていないことによる～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
217	61	別紙9	3	1	ア		「～事象を確認するため、(ウ) 本件施設のエネルギー等使用量に～」は「～事象を確認するため、(ウ) <u>「本件施設」</u> のエネルギー等使用量に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
218	61	別紙9	3	1	ア	ア	「～発生した時点において、 <u>本件施設</u> の有する～」は「～発生した時点において、 <u>「本件施設」</u> の有する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
219	62	別紙9	3	1	ア	ア	『「その他重大な事象」の判断基準(例)として「公演が実施できないなど」とありますが、これは施設予約をした利用者が民間事業者の事由により、施設を利用することが全く出来なかった状況を指すものであり、想定していた稼働等に満たない場合は対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。』との質問を第2回に行いましたが「事業者にて判断して下さい。」との回答を頂きました。これについて事業者ではやはり判断が難しいので、お考えをお示し願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
220	62	別紙9	3	1	ア	イ	「重大な事象以外の事象については、 <u>維持管理・運営業務</u> が要求水準を達成していないことにより、 <u>要求水準書</u> 及び <u>民間事業者提案</u> に基づく～」は「重大な事象以外の事象については、 <u>「維持管理・運営業務」</u> が <u>「要求水準」</u> を達成していないことにより、 <u>「要求水準書」</u> 及び <u>「民間事業者提案」</u> に基づく～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
221	62	別紙9	3	1	ア	ウ	「省エネルギー・省資源に配慮した適切な <u>維持管理・運営業務</u> が実施されているか否かを確認する方法として、 <u>本件施設</u> のエネルギー等の～」は「省エネルギー・省資源に配慮した適切な <u>「維持管理・運営業務」</u> が実施されているか否かを確認する方法として、 <u>「本件施設」</u> のエネルギー等の～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
222	63	別紙9	3	1	ア	ウ	「～基準となる数値(デンキ、燃料等及び水の使用量)は、 <u>本件施設</u> の供用開始日から3か年が～」は「～基準となる数値(デンキ、燃料等及び水の使用量)は、 <u>「本件施設」</u> の <u>「供用開始日」</u> から3か年が～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
223	64	別紙9	3	2	オ	ア	「～に規定された甲による <u>維持管理企業</u> 又は <u>運営企業</u> の変更要求に～」は「～に規定された甲による <u>「維持管理企業」</u> 又は <u>「運営企業」</u> の変更要求に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
224	64	別紙9	3	2	オ	ウ	(ウ)ではなく(イ)ではないでしょうか	ご理解の通りです。
225	64	別紙9	3	2	オ	ウ	「～に規定された <u>維持管理企業</u> 又は <u>運営企業</u> の変更後に～」は「～に規定された <u>「維持管理企業」</u> 又は <u>「運営企業」</u> の変更後に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
226	64	別紙9	3	3	ア	ア	「～支払予定のサービス購入料D及びサービス購入料Eの合計額～」は「～支払予定の <u>「サービス購入料D」</u> 及び <u>「サービス購入料E」</u> の合計額～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
227	65	別紙9	3	3	ア	イ	「また、発生した事象が、以前に発生した～」の以前とは、 <u>維持管理・運営業務</u> 開始日以降のすべての期間が対象となるのでしょうか	2年前までとします。
228	65	別紙9	3	3	ア	イ	「再発回数×12%の減額」とは「再発回数×当期 <u>維持管理・運営費</u> ×12%」との理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
229	66	別紙9	3	3	ウ	ア	「～事業者は <u>維持管理・運営業務</u> を強化するなど～」は「～次御者は <u>「維持管理・運営業務」</u> を強化するなど～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
230	66	別紙9	3	3	エ	ア	本規定について、貴市は具体的にどのようなことを想定しているのかご教示下さい	事業者の責めにて市が要求水準で示した行事が中止になった場合の損害賠償等です。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
231	66	別紙9	3	3	エ	イ	「～再発の履歴等については、事業従事者変更等に関係なく、重大な事象については事業期間全体、重大な事象以外の事象については～」は「～再発の履歴等については、事業従事者変更等に関係なく、重大な事象については「 <u>事業期間</u> 」全体、重大な事象以外の事象については～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
232	66	別紙9	3	3	エ	イ	「事業従事者変更等に関係なく」とありますが、仮にステップイン等により事業従事者が変更となった場合についても同様なのでしょうか 仮にそうだとすれば、代替事業者を見つけることは難しく、ステップインは機能しなくなるものと思料致します 「事業従事者変更等に関係なく（ただし、ステップインによる事業従事者変更を除く）」と修正して頂きたい	変更予定はありません。
233	66	別紙9	4	1			「甲は、 <u>事業期間</u> の終了時において、 <u>本件施設</u> の性能が <u>要求水準</u> を達成しているか～」は「甲は、「 <u>事業期間</u> 」の終了時において、「 <u>本件施設</u> 」の性能が「 <u>要求水準</u> 」を達成しているか～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
234	67	別紙9	4	1	ア		「～原則として <u>要求水準</u> による。」は「～原則として「 <u>要求水準</u> 」による。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
235	67	別紙9	4	2	ア		「～モニタリングにより、 <u>要求水準</u> を達成していないと～」は「～モニタリングにより、「 <u>要求水準</u> 」を達成していないと～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
236	67	別紙9	4	2	イ		「～なお、 <u>要求水準</u> が達成していない状態が～」は「～なお、「 <u>要求水準</u> 」が達成していない状態が～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
237	67	別紙9	5	2			「～甲に提出し、その承認を得る。」とありますが、承認と承諾の違いをご教示下さい 第118条によれば、承諾は書面により行うことと明記されておりますが、承認については特段の記載がありません 承認についても実務上は書面にて行うものと思料されることから、承諾に統一するか、もしくは第118条に承認を追加して頂きたい	番号27参照。
238	68	別紙9	6				「 <u>独立採算事業</u> の財務状況等に関する～」は「「 <u>独立採算事業</u> 」の財務状況等に関する～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
239	68	別紙9	6	1			「～安定的かつ継続的に <u>本件事業</u> を遂行できる～」は「～安定的かつ継続的に「 <u>本件事業</u> 」を遂行できる～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
240	69	別紙9	6	1	ア		本規定はキャッシュリザーブを要求するものなのでしょうか あえて「キャッシュリザーブ状況」と記載した貴市の意図をご教示下さい	番号206参照。
241	69	別紙9	6	1	ア		キャッシュリザーブかどうかについて、貴市は何をもって判断するのでしょうか	番号207参照。
242	69	別紙9	6	1	ウ		「～については、各事業年度の最終日より3か月以内。」は「～については、各「 <u>事業年度</u> 」の最終日より3か月以内。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
243	69	別紙9	6	1	エ		「乙が締結する契約書類の写し」は特定事業契約を除くすべての契約を提出するとの理解なのでしょうか	ご理解の通りです。
244	69	別紙9	6	1	エ		「契約締結後5日以内」とありますが、実務上5日以内では不可能なケースが多く、時間的な余裕をもたせて頂きたい	変更予定はありません。
245	69	別紙9	6	1	エ		別紙9.2(1)ウ(エ)と内容が重複しますが、両規定に基づき同内容のものを2部提出することになるのでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
246	69	別紙9	6	2	ア	ア	「～事業収支等の財務状況に要求水準の内容と～」は「～事業収支等の財務状況に「 <u>要求水準</u> 」の内容と～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
247	71	別紙10					「サービス購入料の改定方法」は「 <u>「サービス購入料」</u> の改定方法」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
248	71	別紙10	1				「特定事業仮契約書案に関する第2回質問に対する回答」14番に関して、再度質問させていただきます。 実施方針別紙1の物価変動（設計・建設・開業準備期間中の物価変動に伴う経費の増加）は民間リスクとされていますが、当期間は数年間に及ぶため、その間の諸物価変動を予測すること、また、物価上昇分を全て吸収することは不可能です。昨今の資材高騰による建設工事費上昇に対して、公共工事の請負金額に物価スライドを適用する方向で国交省も検討を進めています。サービス購入料A, B, Cのうち建設工事費に係る費用については、物価スライドを適用していただくようお願いいたします。	現時点では変更予定はありません。
249	71	別紙10	1				「サービス購入料A、B及びCの改定」は「 <u>「サービス購入料A、B、C」</u> の改定」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
250	71	別紙10	1				「サービス購入料A、B及びCの支払いについては～」は「 <u>「サービス購入料A、B、C」</u> の支払いについては～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
251	68	別紙10	2				物価変動を含めたサービス購入料D、Eの改定を5年毎に行うことになっていますが、5年間の長期にわたる経済状況の急激な変化の可能性を考慮したサービス購入料を算定せざるをえない現状です。事業全体のコストを下げる為にも、1年毎の物価変動によるサービス料の改定を行う事は可能でしょうか、御教示ください。	現時点では変更予定はありません。
252	71	別紙10	2				「サービス購入料D及びEの物価変動に基づく変更」は「 <u>「サービス購入料D及びE」</u> の物価変動に基づく変更」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
253	71	別紙10	2				「サービス購入料D及びEの支払については～」は「 <u>「サービス購入料D及びE」</u> の支払については～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
254	71	別紙10	2				「～ただし、サービス購入料D及びE消費税率を引き上げる～」は「～ただし、 <u>「サービス購入料D及びE」</u> の消費税率を引き上げる～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
255	71	別紙10	2				「～かかる新税率の適用が開始される事業年度以降に～」は「～かかる新税率の適用が開始される <u>「事業年度」</u> 以降に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
256	71	別紙10	2				「～双方の観点に十分留意して、甲及び乙が協議して行う。～」とありますが、(2)改定方法に定める内容に従い変更するのではないのでしょうか	ご理解の通りです。
257	71	別紙10	2	1	ア		「サービス購入料D（維持管理費）」は「 <u>「サービス購入料D」</u> （維持管理費）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
258	71	別紙10	2	1	イ		「サービス購入料E（運営費）」は「 <u>「サービス購入料E」</u> （運営費）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
259	71	別紙10	2	2			「特定事業仮契約書案に関する第1回質問に対する回答」の番号77及び「特定事業仮契約書案に関する第2回質問に対する回答」の番号16でご回答頂いている事項について再度ご検討願えないでしょうか。光熱水費は他の維持管理費や運営費とは費用の構成が異なることから、改定は公共料金の価格改定に連動させる見直しをご検討頂けないでしょうか。	現時点では変更予定はありません。
260	71	別紙10	2	2			なぜ、物価変動の判定を、特定の指標と「日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数」の2段階で行うのでしょうか 貴市の意図をご教示下さい	日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数のみとします。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
261	71	別紙10	2	2			「物価変動の判定については、特定の指標を用いることとし」とありますが、具体的には何を指標として使用するのでしょうか	番号260参照。
262	71	別紙10	2	3			「特定事業仮契約書案に関する第1回質問に対する回答」の番号74～76及び「特定事業仮契約書案に関する第2回質問に対する回答」の番号17でご回答頂いている事項について再度ご検討願えないでしょうか。昨今の物価変動は、原油問題等をはじめとして短期で起こっており、安定した事業運営を図る意味からも毎年又は少なくとも3年毎の見直しをご検討頂けないでしょうか。	現時点では変更予定はありません。
263	72	別紙11					「サービス購入料の支払について」は「 <u>「サービス購入料」</u> の支払について」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
264	72	別紙11	1				「サービス購入費の基本的考え方」は「 <u>「サービス購入料」</u> の基本的考え方」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
265	72	別紙11	1				「～そのサービスに対し、甲はサービス購入料を一体として支払う。」は「～そのサービスに対し、甲は <u>「サービス購入料」</u> を一体として支払う。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
266	72	別紙11	1				「～契約期間にわたり、乙に対しサービス購入料を支払う。」は「～契約期間にわたり、乙に対し <u>「サービス購入料」</u> を支払う。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
267	72	別紙11	2				「サービス購入料の構成」は「 <u>「サービス購入料」</u> の構成」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
268	72	別紙11	2				「サービス購入料は、次により構成される。」は「 <u>「サービス購入料」</u> は、次により構成される。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
269	72	別紙11	2	1			「サービス購入料A」は「 <u>「サービス購入料A」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
270	72	別紙11	2	1			「本件施設の整備事業の実施による～」は「 <u>「本件施設」</u> の整備事業の実施による～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
271	72	別紙11	2	2			「サービス購入料B」は「 <u>「サービス購入料B」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
272	72	別紙11	2	2			「本件施設の整備事業の実施による施設整備費相当額のうち、 <u>事業期間</u> にわたり～」は「 <u>「本件施設」</u> の整備事業の実施による施設整備費相当額のうち、 <u>「事業期間」</u> にわたり～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
273	72	別紙11	2	3			「サービス購入料C」は「 <u>「サービス購入料C」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
274	72	別紙11	2	3			「本件施設の引渡しの後、供用開始日までの間行う～」は「 <u>「本件施設」</u> の引渡しの後、 <u>「供用開始日」</u> までの間行う～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
275	72	別紙11	2	4			「サービス購入料D」は「 <u>「サービス購入料D」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
276	72	別紙11	2	4			「本件施設の維持管理業務の実施による～」は「 <u>「本件施設」の「維持管理業務」</u> の実施による～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
277	72	別紙11	2	5			「 <u>サービス購入料E</u> 」は「 <u>「サービス購入料E」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
278	72	別紙11	2	5			「本件施設の運営業務の実施による～」は「 <u>「本件施設」の「運営業務」</u> の実施による～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
279	73	別紙11	2				「 <u>サービス購入料A</u> 」は「 <u>「サービス購入料A」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
280	73	別紙11	2				「 <u>サービス購入料B</u> 」は「 <u>「サービス購入料B」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
281	73	別紙11	2				「 <u>サービス購入料C</u> 」は「 <u>「サービス購入料C」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
282	73	別紙11	2				「 <u>サービス購入料D</u> 」は「 <u>「サービス購入料D」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
283	73	別紙11	2				「 <u>サービス購入料E</u> 」は「 <u>「サービス購入料E」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
284	73	別紙11	2				「施設整備費のうち起債対象分である <u>サービス購入料A</u> を除いた費用」は「施設整備費のうち起債対象分である <u>「サービス購入料A」</u> を除いた費用」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
285	73	別紙11	2				「 <u>その他運営業務</u> にかかる一切の費用」は「 <u>その他「運営業務」</u> にかかる一切の費用」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
286	73	別紙11	2				「 <u>サービス購入料D</u> は、表中に示す費用の合計額から乙が直接収受する利用料収入を除いた額とする。」は「 <u>「サービス購入料D」</u> は、表中に示す費用の合計額から乙が直接収受する利用料収入を除いた額とする。」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
287	73	別紙11	3	1			「 <u>サービス購入料A</u> 」は「 <u>「サービス購入料A」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
288	73	別紙11	3	1	ア		「乙は、第46条により <u>本件施設</u> を引渡し～」は「乙は、第46条により <u>「本件施設」</u> を引渡し～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
289	74	別紙11	3	2			「 <u>サービス購入料B</u> 」は「 <u>「サービス購入料B」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
290	74	別紙11	3	3			「 <u>サービス購入料C</u> 」は「 <u>「サービス購入料C」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
291	74	別紙11	3	3	ア		「事業者は、開業準備業務を終了し、 <u>本件施設</u> の供用を開始した後～」は「事業者は、 <u>「開業準備業務」</u> を終了し、 <u>「本件施設」</u> の供用を開始した後～」 ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
292	74	別紙11	3	3	ア		「 <u>サービス購入料D及びEの初回支払い時</u> と同時に」とありますが、「 <u>サービス購入料D及びEの初回支払い請求時</u> と同時に」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
293	74	別紙11	3	4			「 <u>サービス購入料D及びE</u> 」は「 <u>「サービス購入料D及びE」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
294	74	別紙11	3	4	ア		「～維持管理・運営業務仕様書に従い本件施設を適切に～」は「～維持管理・運営業務仕様書に従い「 <u>本件施設</u> 」を適切に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
295	74	別紙11	4	1			「サービス購入料A」は「 <u>「サービス購入料A」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
296	74	別紙11	4	1			「～速やかに、本件施設の設計・建設にかかる対価に相当する額のうちサービス購入料Aの請求書を～」は「～速やかに、「 <u>本件施設</u> 」の設計・建設にかかる対価に相当する額のうち「 <u>サービス購入料A</u> 」の請求書を～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
297	74	別紙11	4	2			「サービス購入料B」は「 <u>「サービス購入料B」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
298	74	別紙11	4	2	ア		「サービス購入料Bは、平成23年度から～」は「 <u>「サービス購入料B」</u> は、平成23年度から～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
299	74	別紙11	4	2	ア		「～1回の支払額は、事業期間全体にわたる支払い総額の～」は「～1回の支払額は、「 <u>事業期間</u> 」全体にわたる支払い総額の～」ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
300	75	別紙11	4	2	イ		「～割賦支払分と同様に、事業期間にわたり～」は「割賦支払分と同様に、「 <u>事業期間</u> 」にわたり～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
301	72	別紙11	4	2	イ		<p>基準金利の設定方法についてご質問いたします。</p> <p>現行の事業契約書案における基準金利の設定（事業契約仮契約日の5営業日前）については、本来、本事業の貸出スケジュールに基づき3年先スタート・貸出期間の基準金利が設定されるべきところを、当該設定日における単純なスワップレートが設定されており、金融取引上、合理性を欠いたものとなっています。</p> <p>かかる基準金利を前提に、事業者がプロジェクトファイナンスにより資金調達を行おうとしても、本件金利変動リスクをヘッジ・コントロールするには金融技術上の限界があり、市中金融機関の大多数が融資対応困難というのが現状と厚く思います。</p> <p>また、スケジュール上も、事業者決定から基準金利決定まで2か月足らずしか時間がなく、かかる短期間において、膨大・複雑なプロジェクトファイナンスに係る契約を合意・締結するのは、実質的に不可能なものと厚く思います。</p> <p>以上の理由から、現行金利設定におけるプロジェクトファイナンスの組成は非常に困難と考えます。</p> <p>については、第1回及び第2回質問回答において、基準金利条件の変更予定はないとのことでしたが、多くの市中金融機関の参加及び競争を促すためにも、基準金利条件について、昨今のPFI事業においてスタンダードとなっている、施設引渡日2営業日前に金利決定日を設定する等の合理的な変更につき、再度ご検討いただけないでしょうか。</p>	「入札説明書に第3回質問に対する回答」番号3を参照。
302	72	別紙11	4	2	イ		基準金利が融資実行予定日の約3年前に設定されており、基準金利決定日に金利を固定化するためにはフォワードコストが発生します。また、ブレイクファンディングコスト等の追加的金融費用の発生リスクの増大も懸念されます。事業全体のコストを下げる為にも基準金利の改定を引渡し日の2営業日前とする事は可能でしょうか、御教示ください。	番号301参照。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
303	75	別紙11	4	2	イ		基準金利は仮契約日の5営業日前となつていますが、事業者が金融機関からプロジェクトファイナンスで資金調達するのは、施設が完成したあとであり、仮契約日から約3年後となり、仮契約日を基準金利とした場合、地域金融機関からのプロジェクトファイナンスの調達は困難となります。したがって、基準金利の設定日を施設の引き渡し時点で再考願えないでしょうか。	番号301参照。
304	75	別紙11	4	2	イ		過去2回の質疑でもお願い申し上げておりますが、基準金利の設定日について、施設の引渡し時点として頂くようご再考願えないでしょうか。これまで現在の設定日を前提に各金融機関とのファイナンスの協議を行ってまいりましたが、現在の設定日では、基準金利決定時点から実際の資金調達時点までの金利変動リスクをSPCが抱えることとなり、かかるリスクヘッジへの対応が難しいことから、本件はプロジェクトファイナンスではご対応頂けない案件となっております。一方、他のPFI事例では、かかる影響を回避すべく、冒頭の通り基準金利は施設引渡し時点で設定されておりますので、本件においても、同様の対応を願いたく、重ねてお願い申し上げます。	番号301参照。
305	75	別紙11	4	2	イ		「特定事業仮契約書案に関する第2回質問に対する回答」18番に関して、再度質問させていただきます。 本件について、複数の金融機関にプロジェクトファイナンスによる資金調達の相談をしましたが、現状の基準金利設定日に対応したファイナンスを行うことは不可能との回答を全ての金融機関から得ています。プロジェクトファイナンスによる資金調達を可能にすべく、基準金利設定日の変更をご再考願えないでしょうか？	番号301参照。
306	75	別紙11	4	2	イ		「割賦手数料は、契約時に定め、以降は見直しを行わない。」とありますが、割賦手数料を契約締結時に定めるとした貴市の意図をご教示下さい PFIが日本で導入された当初は、本件のように割賦手数料を決定する割賦金利決定日が契約締結時に極めて近い案件が国案件を主に散見されましたが、その不合理さ故に見直しが行われ、最近時の案件は引渡しの2営業日前に割賦金利を決定するのが一般的となっております 本件のように約3年先の金利を市場から調達しようとするれば、コストが増大するばかりか、その後のスケジュールにも影響を与え、金融機関によるファイナンスができない可能性が大きくなります にもかかわらず、貴市が本件の割賦金利決定日を本件特定事業契約締結時とした理由をご教示下さい	番号301参照。
307	75	別紙11	4	3			「サービス購入料C」は「 <u>「サービス購入料C」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
308	75	別紙11	4	3			「サービス購入料Cの額は●円とし、本件施設の供用開始時、サービス購入料D及びEの初回支払時と同時に～」は「 <u>「サービス購入料C」</u> の額は●円とし、「本件施設」の供用開始後、「サービス購入料D及びE」の初回支払時と同時に～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
309	75	別紙11	4	4			「サービス購入料D及びE」は「 <u>「サービス購入料D及びE」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
310	75	別紙11	4	4			「サービス購入料D及びEはサービス購入料B（割賦支払分及び割賦手数料）と同様に、事業期間にわたり～」は「 <u>「サービス購入料D及びE」</u> は「サービス購入料B」（割賦支払分及び割賦手数料）と同様に、「 <u>「事業期間」</u> にわたり～」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
311	76	別紙11	4	4			「サービス購入料A」は「 <u>「サービス購入料A」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
312	76	別紙11	4	4			「サービス購入料B」は「 <u>「サービス購入料B」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	質問等	回答
313	76	別紙11	4	4			「サービス購入料C」は「 <u>「サービス購入料C」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
314	76	別紙11	4	4			「サービス購入料D」は「 <u>「サービス購入料D」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
315	76	別紙11	4	4			「サービス購入料E」は「 <u>「サービス購入料E」</u> 」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
316	77	別紙12					「（「入札説明書等」及び「 <u>入札提案書類</u> 」により作成する。）」は「（「入札説明書等」及び「 <u>民間事業者提案</u> 」により作成する。）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
317	77	別紙13	1	1			「（「入札説明書等」及び「 <u>入札提案書類</u> 」により作成する。）」は「（「入札説明書等」及び「 <u>民間事業者提案</u> 」により作成する。）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。
318	77	別紙13	2	2			「（「入札説明書等」及び「 <u>入札提案書類</u> 」により作成する。）」は「（「入札説明書等」及び「 <u>民間事業者提案</u> 」により作成する。）」ではないでしょうか	ご理解の通りです。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 様式集に関する第3回質問に対する回答

番号	頁	番号	質問等	回答
1		401	<p>「様式集に関する第2回質問に対する回答」の番号22について再質問致します。 「市が割賦で支払うことによって必要な金利支払額」及び「割賦手数料」、「基準金利」、「スプレッド」については、ご回答の通り、事業者が必要と考える費用を事業者の判断で記載するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>